

現代イスラーム金融研究のための分析枠組み

— 理論と実践の学際的総合をめざして —

長 岡 慎 介*

An Analytical Framework for Contemporary Islamic Financial Studies: Towards an Integration of Theory and Practice with Interdisciplinary Approaches

NAGAOKA Shinsuke*

Since the 1970s, Islamic financial institutions have grown rapidly and spread widely, now numbering over 300, and operating in 50 countries. The contemporary Islamic financial system consists of both Islamic financial instruments in pre-modern era and innovative elements that conform with contemporary economic situations. As a result, controversial issues have arisen both in theory and in practice concerning how Islamic financial institutions construct and operate their financial services and activities. Contemporary Islamic financial studies focus on such issues by various analytical approaches, but such approaches don't appear to grasp fully the diversity of the practices in Islamic financial institutions worldwide. This paper provides an analytical framework for contemporary Islamic financial studies in order to grasp such diversity. The framework involves analysis of three factors:

1. Conformity of theory and practice in each Islamic financial institution with Islamic law (*fiqh*).
2. Extent of achievement of economic rationality measured by both profitability and efficiency.
3. Characteristics of the region where an Islamic financial institution is operating.

By examining the process of co-ordination of these three factors in Islamic financial Institutions, I conclude that the analytical framework enables us to describe the diversity of the practices in Islamic financial institutions. Furthermore, I suggest that this analytical framework is a benchmark for exploring the peculiar concept of economy in Islam.

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University

2005 年 5 月 31 日受付, 2006 年 1 月 16 日受理

はじめに

イスラームの教義から演繹された独自の経済制度や理論は、前近代のイスラーム世界のさまざまな場面での実践において大きな役割を果たしたとされている。しかし、近代以降の資本主義システムの浸透によって、そのような実践が表舞台から姿を消したことで、独自の経済制度や理論は、歴史的研究や系譜学的な研究の対象にはなるものの、多くの人々にとってはイスラーム世界の輝かしき過去を想起させる遺産に成り下がっていた。¹⁾ しかし、1970年代以降のイスラーム世界を中心とするイスラーム金融機関の相次ぐ設立は事態を一変させた。そこでは、前近代に用いられていた経済制度や理論が再び脚光を浴びることになり、それらを現代世界の要請に適合するような形で再構築したうえで、イスラーム金融機関の実践に適用することが求められた。現代イスラーム金融研究とは、そのようにして現代に登場してきたイスラーム金融の実践とそれを支える理論を考察する研究領域である。その後のイスラーム金融機関の実践は、多くの地域で一定の成功を収め、イスラーム世界の内外に広く拡大していった。それに伴って、イスラーム金融機関の実践も多様なものとなっていった。しかし、従来の現代イスラーム金融研究は、日本国内の研究はもちろんのこと、海外の研究においても、そのような実践の多様性を必ずしも的確に捉えているとは言えないと本稿では考える。そのような研究の現状を踏まえて、本稿は、現代世界に広く展開されるイスラーム金融機関の実践の多様な姿を、そこで繰り広げられる理論と実践の緊張関係に十分注意しながら捉えるための分析枠組みを提起することを試みたものである。

本稿の構成は次のとおりである。第1節では、考察の下準備として、これまで日本の研究において必ずしも整理されてこなかったイスラーム金融をめぐる諸概念について、厳格な定義を行う。続く第2節では、現代イスラーム金融の歴史的展開を4つの時期に分けて俯瞰し、最新の動向も含めてその現状を紹介する。そして、第3節では、現代イスラーム金融における実践上の課題を振り返り、それらに対して現代イスラーム金融研究がどのようなアプローチによる考察を行ってきたかを研究動向としてまとめる。第4節では、前節でのサーベイを踏まえて、それらの問題点を指摘したうえで、現代世界に広く展開されるイスラーム金融機関の実践の多様な姿を、そこで繰り広げられる理論と実践の緊張関係に十分注意しながら捉えるための分析枠組みを提起する。そして、最後に本稿で提起された分析枠組みが、イスラーム経済

1) 「イスラーム世界」という語を用いることについては、その地域概念の架空性を筆法鋭く暴いた羽田正の論考〔羽田 2005〕以降、多くの議論がなされている。本稿では〔羽田 2005〕への応答として書かれた加藤博の論考〔加藤 2005〕における「イスラーム世界」という語を用いることによって現代文明批判の手段へとイスラーム経済論者が動機づけられているとの論〔加藤 2005: 34〕を踏まえ、それを意識した形で「イスラーム世界」の語を以下で用いる。具体的な「イスラーム世界」のついでに定義は、その地域の住民の多数がムスリムであるような場の集合であり、空間的な地域を超える形で結ばれているメタ地域的なものであるとしておく〔小杉 1999〕。

研究という広い文脈の中でどのような有効性を持ちうるかについて簡単に検討する。

1. イスラーム金融とは何か

イスラーム金融を対象にした従来の研究では、特に研究が途上である日本において、用語に対して分析上の明確な定義がなされず、イスラーム金融の異なるさまざまなレベルにおいて同一の語が用いられることがしばしばあった。以下では、イスラームの理念にもとづいて実践されている金融システム全体を指すような理念的なレベルと、そのような金融システムにもとづいた金融の実践主体である金融機関を指すような実践的なレベルとを明確に区別したうえで、英語やアラビア語での用例を参照しながら、それぞれのレベルにおいて該当する対象に対して用いるべき語を確定する作業を行う。

1.1 イスラーム金融

イスラーム金融の理念的なレベルについては、日本語では、「イスラーム（イスラム）銀行」や「無利子銀行」という語を用いることが多かった。²⁾ また、英語においても“Islamic Banking (System),” “Interest Free Banking (System)” の語が、特に、現代イスラーム金融の勃興期に用いられることが多かった。³⁾ このことは次のように考えることができよう。“Islamic Banking (System)” については、後述の量的拡大期の現代イスラーム金融の多くが、受信業務と与信業務からなる近代的な銀行業務を代替するものを中心として登場してきており、イスラーム的に銀行業務を代替するという意図と、関心対象の大部分がそのようなイスラーム的な銀行に集中したことから、この語が用いられたのだと考えられる。一方、“Interest Free Banking (System)” については、イスラーム金融の通常の金融と比べて最も異なる点が、利子を取らないという点であることから、この差異を前面に押し出そうとするとときに、この語が用いられたのだと考えられよう。同様の理由からして、日本における「イスラーム（イスラム）銀行」や「無利子銀行」の語の使用も説明できる。また、アラビア語においても、“Islamic Banking (System)” に相当する“*Bank Islāmī*” や“*Maṣrif Islāmī (Niẓām Maṣrifī Islāmī)*” のような表現や、“Interest Free Banking (System)” に相当する“*Bank Lāribawī*,” “*Niẓām Maṣrifī Islāmī Khālīn min Fā'idah*” のような表現が見られる。⁴⁾

2) たとえば、日本における最新のイスラーム研究の成果が凝縮されている『岩波イスラーム辞典』および『新イスラーム事典』では、それぞれ「イスラーム銀行」[清水 2002: 133], 「イスラム銀行」[加藤 2002a: 99] の用語をもって、第 1 のレベルに相当する内容が解説されている。また、ムハンマド・パーキルッ＝サドルの著書の邦訳タイトルは、「無利子銀行論」である [サドル 1994]。

3) たとえば、*The Oxford Encyclopedia of the Modern Islamic World* では、“Banks and Banking” の項において、第 1 のレベルに相当する内容が解説されている [Wilson 1995]。また、“Interest Free Banking (System)” は、現代イスラーム金融の概説を行う場合に用いられる。たとえば、[Uzair 1978; Akhtar 1988; Ahmad 1991] の著書名を参照。

4) たとえば、前者の“*Bank Lāribawī*” は、[Ṣadr 1977] の著書名に、後者の“*Niẓām Maṣrifī Islāmī Khālīn min Fā'idah*” は、[Khān 1997] の論文タイトルに用いられている。

しかし、近年では、全般的に、英語においては、“Islamic Banking and Finance” や “Islamic Finance” の語が用いられ、アラビア語においては、“*Maṣrif wa Māl Islāmī*” の語が見られる。⁵⁾ このことは、現代イスラーム金融が広く展開されていくなかで、当初の銀行業務の代替にとどまらず、多岐にわたる金融業務を担うようになったことで、単に “Islamic Banking” の語では全体を説明できなくなったことを示しているのだと考えられる。もっとも、日本語においては、いまだに「イスラーム（イスラム）銀行」や「無利子銀行（金融）」が、全体を指す語として用いられることが多く、このことから日本におけるイスラーム金融研究が実践の展開に追いついていないことを露呈していると言えよう。

以上を踏まえて、本稿では、イスラームの理念にもとづいた金融システム全体を「イスラーム金融」の語を用いることで統一したい。そして、近代以前のイスラーム世界において歴史的に実践されてきたイスラーム金融については、「歴史的」の語を冠して「歴史的イスラーム金融」とし、本稿の中心部分を占める現代におけるイスラーム金融については、「現代」の語を冠して「現代イスラーム金融」とする。

1.2 イスラーム金融機関と周辺概念

次に、実践的なレベルについては、実践主体としての金融機関を指す語として、従来では主に、日本語では「イスラーム銀行」、英語では “Islamic Bank,” アラビア語では、“*Bank Islāmī*” や “*Maṣrif Islāmī*” の語が用いられてきた。しかし、すでに述べたように現代イスラーム金融の実践は多岐にわたるため、以上のような語で金融機関のバリエーションのすべてを示すことは非常に難しくなっている。そのため、近年は、英語では、実践主体の総称として “Islamic Financial Institutions,” あるいは “Islamic Banks and Financial Institutions” を用い、アラビア語では、“*Bunūk wa Mu’assasāt Mālīyah Islāmīyah*” を用いることが多くなっている。⁶⁾ 日本では、いまだに「イスラーム銀行」の語を用いることが多いが、現状に即して、本稿では、実践主体の総称を「イスラーム金融機関」の語で表すことにする。また、金融機関の種類や金融機関自らが用いている呼称に従って、「イスラーム銀行」「イスラーム投資会社」「イスラーム投資ファンド」「イスラーム保険会社」の語をそれぞれ用いる。この点についても、英語における “Islamic Bank,” “Islamic Investment Company,” “Islamic Investment Fund,” “Islamic Insurance Company” の用い方にそれぞれ沿うことにする。なお、アラビア語では保険のことを “*Takāful*” と呼ぶため、「イスラーム保険会社」は、英語で “Takaful Company” と呼ぶこと

5) 英語の例として、[Usmani 2000; Iqbal and Llewellyn 2002] の著書名、アラビア語の例として、イスラーム金融やイスラーム経済に関する研究がまとめられたシリーズの叢書名は、*Silsilah al-Dirāsāt al-Maṣrafiyah wa al-Mālīyah al-Islāmīyah* である [Al-Bi’lī 2002a; 2002b] を参照。

6) “*Bunūk wa Mu’assasāt Mālīyah Islāmīyah*” が用いられている例としては、2001 年にバハレーンを本部として設立されたイスラーム金融機関一般評議会 (General Council for Islamic Banks and Financial Institutions, GCIBFI) のアラビア語表記 “*al-Majlis al-‘Amm al-Bunūk wa al-Mu’assasāt al-Mālīyah al-Islāmīyah*” が挙げられる。

もあるが、本稿では、「イスラーム保険会社」の語で統一することにする。

そして、イスラーム金融機関に対比される通常の金融機関のことを、本稿では、便宜上、「普通金融機関」と呼ぶことにする。現代イスラーム金融を行う金融機関には、イスラーム金融の手法を用いて行う独立したイスラーム金融機関だけでなく、普通金融機関も、企業内にイスラーム金融の手法を用いる部門を設けているところがある。そのような部分的なイスラーム金融の実践がなされている部門を、英語では“Islamic Banking Window”と呼んでいる。これにならって本稿では、このような部門に対して「イスラーム金融部門」の語を用い、イスラーム金融部門を有する金融機関を、「部分的イスラーム金融機関」、そのような部分的イスラーム金融機関のイスラーム金融の実践を「部分的イスラーム金融」と呼ぶことにする。

以上で述べてきたイスラーム金融機関とは、国家や地域から企業体としての現代イスラーム金融の実践であると認められているものである。しかし、研究の俎上にのぼることは少ないものの、イスラーム金融機関を介さないようなインフォーマル・セクターにおけるイスラーム金融の実践も存在する。⁷⁾ そのような実践は、本稿の直接の考察対象ではないが、用いることがある場合には「インフォーマル・イスラーム金融」の語で呼ぶことにする。また、インフォーマル・イスラーム金融との対比を鮮明にする場合には、イスラーム金融機関の実践を「企業のイスラーム金融」と呼ぶことにするが、以下の記述で、現代イスラーム金融と呼ぶ際の関心対象は、特に断りのない限り、企業のイスラーム金融に絞られることを念頭に置かれない。

2. 現代イスラーム金融の歴史的展開

ここでは、現代イスラーム金融のおおまかな歴史を振り返る。その際、本稿では、大きく黎明期、量的拡大期、混乱期、質的拡大期の 4 つの時期に区分できると考え、以下では時期区分ごとの特徴を明らかにしながらイスラーム金融の現代史を俯瞰する。⁸⁾

2.1 黎明期（1970 年代以前）

一般に、現代イスラーム金融は 1970 年代に盛んになったといわれる。⁹⁾ しかし、1970 年代以前にも、のちの現代イスラーム金融の原型となり、その母体となるような組織・制度が見ら

7) たとえば、シリアのアレッポの古くからある中小企業や商店の中には、イスラーム金融機関を介さないインフォーマルな形でイスラーム的な資金調達を行っているところが見受けられる【黒田 1995: 133-136】。

8) 本稿におけるこの区分は、現代イスラーム金融が最初に中心的展開をみせた中東地域に即したものである。他の地域からみた場合は、区分の時期が異なることも考えられる。今後の実態調査を行うことで、イスラーム世界全域にわたるイスラーム金融の現代史の記述を可能にしたい。

9) なお、インフォーマル・イスラーム金融についていえば、1950 年代後半のパキスタンの農村において、熱心なムスリム地主が農業改良資金を捻出するための無利子金融を立ち上げたといった事例も確認できる【石田 1987: 11】。おそらく、このような事例は、細かく調べればイスラーム世界の至る所で確認できるかもしれない。しかし、現状では、このようなインフォーマル・イスラーム金融が、どこにどれだけあったかという体系的な把握はなされていない。

れた。1970 年代以前において、後に続く現代イスラーム金融との関連で注目すべき国は、エジプトとマレーシアである。

エジプトでは、1963 年にアフマド・エル＝ナッガールがナイル川のデルタ地帯でミート・ガムル貯蓄銀行 (Bank Mīt Ghamr li-l-Tawfīr) を設立した。一般に、これが現代イスラーム金融のパイオニア的存在と考えられている。しかし、この銀行は、ドイツの農村金融の方式をモデルとしたとされ、また、利子の取得を認める金融方式も一部で採用していた [Soliman 2004: 267-268]。そのため、この銀行がどれだけイスラーム的であったかは検討を要する。ただ、この銀行は、1972 年に、当時の大統領であったサーダートが国庫資金の拠出を決定し、さらに、イスラーム的な金融を行う旨の特別法を制定したうえで、エジプト国内で公的に認められた最初のイスラーム金融機関としてのナースィル社会銀行 (Bank al-Nāṣir al-Ijtīmā'ī) へと発展的な解消をしたという点では、エジプトにおける現代イスラーム金融の原型であるとは言えないまでも、源流の 1 つであることは間違いない。¹⁰⁾

一方、マレーシアでは、1963 年にマッカ巡礼のための資金を集めたマラヤ・ムスリム巡礼貯金公社 (Malayan Muslim Pilgrims Savings Corporation, MMPSC) が設立された。この公社は、1969 年に巡礼積立運用基金 (Lembaga Urusan dan Tabung Haji, LUTH) に発展した [鳥居 2003: 91]。そして、1983 年には、マレーシア国内初の企業のイスラーム金融としてマレーシア・イスラーム銀行が設立された。このマレーシア・イスラーム銀行における出資割合の 12.5%が LUTH であることからしても、MMPSC がマレーシアにおける現代イスラーム金融の出発点と考えることができよう [Ariff 1988: 49]。

2.2 量的拡大期 (1970 年代～1980 年代前半)

1970 年代に入ると、中東地域を中心にイスラーム金融機関の設立の動きが加速する。代表的なものを挙げると、1975 年にアラブ首長国連邦でドバイ・イスラーム銀行、1977 年にエジプト・ファイサル・イスラーム銀行、クウェート・ファイナンス・ハウスおよび、スーダン・ファイサル・イスラーム銀行、1979 年にヨルダン・イスラーム銀行、バハレーン・イスラーム銀行、1983 年にマレーシア・イスラーム銀行、1985 年にトルコでファイサル・ファイナンスとアル＝バラカ・トルコ・ファイナンス・ハウスが設立された。このような相次ぐイスラーム金融機関の設立は、政治経済的な観点からすると 2 つの要因が大きく働いたことによると考えられる。

第 1 に、1960 年代までのアラブ社会主義やアラブ民族主義に代わって 1970 年代に台頭してきたイスラーム復興運動である。イスラーム復興運動とは、前近代のイスラーム世界の実践

10) しかしながら、このナースィル社会銀行を認可する特別法においても社会主義的なジャーゴンが盛り込まれており、利子を忌避する側面のある社会主義（特にここではアラブ社会主義）との親和性を窺うことができるとの指摘がある [Soliman 2004: 269]。

へと単に回帰するような運動ではなく、それを批判・否定・超克しながら、預言者ムハンマド時代に確立されたイスラームの原則に立脚し、かつ現代世界に適合するような形でイスラーム文明を再構築することをめざす運動である [小杉 2001: 34]。小杉泰が指摘しているように、現代イスラーム金融の実践とは、イスラーム法の原則に立脚し、前近代のイスラーム世界にはなかった金融機関（銀行）の必要という現代的な要請に適合するような形でイスラーム法を再構築して金融機関の機能を新たに作り出すという経済面におけるイスラーム復興運動の営為であるといえる [小杉 2001: 34]。¹¹⁾ 一方で、政府主導によるイスラーム金融機関の設立も相次ぎ、その一例がマレーシア・イスラーム銀行である [鳥居 2003: 92-94]。また、トルコでも、1980 年代前半に、当時の首相であったオザルがイスラーム金融機関の設立に積極的な役割を果たした [Baskan 2004: 225]。

第 2 に、第 4 次中東戦争に伴う石油価格の高騰によって、産油国を中心とした中東地域に巨額のオイルマネーが流入したことである。特に、最大の産油国であるサウジアラビアとつながりの深い企業や人物がイスラーム金融機関の設立に大きな役割を果たした。1981 年に設立されたイスラーム金融機関グループである DMI (Dār al-Māl al-Islāmī) グループの設立発起人には、イスラーム諸国の元首級のほかに、サウジアラビアの王族が名前を連ねている。¹²⁾ このことは、サウジアラビアが、潤沢なオイルマネーをイスラーム金融機関の設立に利用し、自らもそこから利益を上げると同時に、イスラーム復興運動の経済面における実践を資金面で支援することを意図していると考えられる。DMI グループは、2004 年の時点で、7 ヶ国に銀行や投資会社などを含む 11 社（本部のバハマを含む）から構成されている。¹³⁾ 他方で、同じく 1982 年に設立されたサウジアラビアのダッラ・アル＝バラカ・グループの金融部門であるアル＝バラカ投資開発会社は、29 ヶ国に 43 の銀行、金融・投資会社を統括している [Khan 2003: 2]。¹⁴⁾

1970 年代には、現代イスラーム金融を包括する国際的なネットワークも作られた。1975 年には、イスラーム諸国間の経済格差の是正や経済・社会開発を支援するためにサウジアラビアのジェッダを本部に置くイスラーム開発銀行 (Islamic Development Bank, IDB) が設立され

11) たとえば、エジプト・ファイサル・イスラーム銀行の設立メンバーには、イスラーム復興運動の一翼を担ったムスリム同胞団の多くの団員が入った [Soliman 2004: 273]。なお、同銀行とムスリム同胞団のその後は、1985 年にエジプト政府の圧力によって同胞団員は追放され、両者の関係は冷え込む。また、ヨルダン・イスラーム銀行についても同様の事例の指摘がある [Malley 2004: 191-196]。

12) たとえば、発起人の 1 人であるムハンマド・アル＝ファイサル・アール・サウードは、第 3 代サウジアラビア国王ファイサルの子息の 1 人であり、DMI の取締役会長を務めている [石田 1988: 112]。

13) DMI グループの統括会社である DMI トラストの年次レポートを参照。

14) なお、このダッラ・アル＝バラカ・グループは、1969 年に、サーリフ・アブドゥッラー・カーミルによって設立されたグループで、300 以上の企業から成る巨大複合企業であり、1997 年のグループ全体の総資産は、70 億米ドルであり、投資額は 9 億米ドルにのぼる [Khan 2003: 2]。

た。また、1977 年には、国際イスラーム銀行協会 (International Association of Islamic Banks, IAIB) が同じくジェッダを本部にして設立され、イスラーム銀行間の相互協力や、事業活動のシャリーアとの適合性の監査、イスラーム銀行の設立支援、従業員の訓練、イスラーム金融についての調査・開発・啓発活動が行われている [岡野内 2002: 367]。

また、パキスタンとイランでは、政治体制のイスラーム化に伴う経済制度のイスラーム化の中で、一国全域にわたるイスラーム金融システムの導入が進められていった。パキスタンでは、1977 年にハクによるクーデタでの政権の獲得を契機にして、イランでは、1979 年のイスラーム革命によって、経済制度のイスラーム化が始まった。パキスタンでは、1979 年に政府系金融機関の利子廃止に代表されるイスラーム化が行われ、続いて商業銀行にも無利子制度が導入された。1985 年には、金融制度が無利子金融制度へと完全移行した。同じくイランでも、1984 年に無利子金融制度が導入されている [武藤 1988]。

2.3 混乱期 (1980 年代後半)

1980 年代前半までの現代イスラーム金融の成功は、それ以降の相次ぐイスラーム金融機関の設立ラッシュを後押しした。そのような状況の中で、以下の 3 つのできごとによって混乱を招く側面もあった。¹⁵⁾

第 1 に、1980 年代前半のイスラーム金融機関の成功に便乗した悪徳な金融機関の存在である。エジプトで相次いで設立された一連の資産運用会社群 (シャリカート・タウズィーフ・アル=アムワール) は、イスラーム的な金融方式を謳った投資活動を行い、他の普通金融機関より高い配当をもたらすことを大々的に宣伝し、80~120 億エジプトポンドもの預金を集めたとされる。¹⁶⁾ 宣伝どおり高い配当を実現していた時期もあったが、資産隠しの問題や投機的な投資の失敗、政府による規制などによって 1988 年に事実上その多くが破綻してしまった。一連の事件は、イスラーム的な理念を掲げればムスリムから預金を容易に獲得できるという考えに便乗した投資会社が、多くの成功を収めているイスラーム金融機関への預金者、ムスリムの大きな期待をうまく利用したという構図を描くことができる。¹⁷⁾ この事件以降、イスラーム金融機関への不信感が広がり、エジプトについていえば、イスラーム金融機関の預金量の伸びに停滞が起こった [Soliman 2004: 276-278]。

第 2 に、普通金融機関におけるイスラーム金融部門の設置である。エジプトを例にとれば、

15) ここでは、時代の区分上、混乱期の呼称を用いた。この呼称を用いることでイスラーム世界にあるイスラーム金融機関のすべてが混乱に陥ったという印象を与えかねないが、必ずしも、そのような意味で用いたわけではない。本稿では、そのような特筆されるいくつかの混乱へ注目することが、それ以降のイスラーム金融にとって実践面においても研究面においても大きな課題となるようなトピックの抽出に大きく益したという立場から、この呼称を用いた。

16) この預金量は、当時のエジプトにおける商業銀行への家計の預金量に相当する [山田 1989: 132-133]。

17) 同じような事例は、ヨルダンにおいても確認できる [Malley 2004]。

普通金融機関であったミスル銀行が 1980 年代後半に、イスラーム金融部門を設置し、前述のイスラーム投資会社の破綻によるイスラーム金融機関への不信感も伴って急速に預金シェアを拡大していった。このシェア拡大は、比較的新興のイスラーム金融機関よりも長期にわたって堅固な経営を行ってきた既存の普通金融機関の方が、確実な配当を望むことができるという顧客の意識によって説明ができると考えられる。1997 年の時点で、このミスル銀行における全預金額のうち 12%がイスラーム金融部門の預金である [Soliman 2004: 279]。ただ、既存のイスラーム金融機関の預金から、普通金融機関のイスラーム金融部門へどれだけの移動があったかはこれまでの研究では明らかになっていない。

第 3 に、低成長国におけるイスラーム金融の低迷とその評価である。イスラーム金融機関が設立された国の多くは、もともと経済的な体力の弱い国であった。特に、1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて多くのイスラーム金融機関が設立されたスーダンでは、紛争や自然災害によって多額の対外債務を抱えるなど国内経済が低迷し、それに伴い、イスラーム金融機関のパフォーマンスも悪化した [Stiansen 2004: 161-165]。また、革命後のイランにおいても西側諸国との外交関係の悪化による対外貿易、外貨獲得の不振によって国内経済が低迷し、イスラーム金融機関の歩みも順調とはいえなかった [Warde 2000: 117-120]。これらの事例は、イスラーム金融機関を取り巻くより大きな経済環境によって低迷を余儀なくされたという側面が強く、一概にイスラーム金融機関が単独で失敗したとはいえない。これらの国のイスラーム金融機関では、イスラーム的な理念の実践のほかに、イスラーム金融機関が、いかに国内の経済発展に資するかという現実的な問題に大きく直面している。

2.4 空間的および質的拡大期 (1990 年代～)

1990 年代になると、現代イスラーム金融は新たな展開を迎えることになる。その特徴とは、第 1 に、中東地域以外への現代イスラーム金融の空間的拡大、そして、第 2 に、イスラーム投資ファンドやイスラーム保険会社の相次ぐ設立と急速な展開、そして、現代イスラーム金融を統括する国際的な組織の拡充といった質的拡大が挙げられる。

第 1 については、1990 年代は、それ以前にイスラーム金融機関の設立が中東地域で相次いだ以前の時期と比べて、この時期には、特に東南アジアにおけるイスラーム金融機関の設立が相次いだ。マレーシアでは、1993 年に無利子金融制度の導入が普通金融機関においても認められた [Warde 2000: 126]。そして、1997 年のアジア通貨危機以降、いくつかの普通金融機関を整理する過程で 1999 年に国内 2 番目のイスラーム金融機関であるムアマラット銀行が設立された [鳥居 2003: 92]。¹⁸⁾ また、隣国インドネシアにおいても、1992 年に国内初の全国規模

18) この点からすると、アジア通貨危機はイスラーム金融にとってプラスの方向に働いたと考えることもできる。ただ、今後の研究においてアジア通貨危機とイスラーム金融との関係については十分な検討が必要である。

のイスラーム金融機関であるムアマラット銀行が設立され、スハルト体制崩壊後の 1999 年には普通金融機関がイスラーム金融部門を設置することが可能になった [北村 2004: 18-19].

さらに、シティバンク・グループやチェース・マンハッタン、HSBC (Hong Kong and Shanghai Banking Corporation) などの欧米系の金融機関によるイスラーム金融部門の設置や、イスラーム金融機関による欧米支店の開設など世界的なレベルにおいてもイスラーム金融の動きが活発になっている [Iqbal and Molyneux 2005: 58]. 注目すべきは、イギリスの事例であり、1990 年代半ばに、当時、イギリス国内唯一のイスラーム金融機関であったアル＝バラカ・ロンドン銀行が、金融業務をめぐる中央銀行と対立したことで撤退を強いられ、¹⁹⁾ イギリスに本社を置く独立したイスラーム金融機関の設立が不可能になっていたが、2004 年 8 月に中央銀行がイスラーム金融機関の設立許可を出し、同年 9 月にイギリス・イスラーム銀行が開店した。²⁰⁾ このことは、世界経済の中で、イスラーム金融に対する需要を、単一のグローバル・スタンダードへの障害として切り捨てることができなくなったことを象徴的に表しているできごとであると考えられよう。

第 2 の質的拡大については、イスラーム投資会社やイスラーム投資ファンド、そしてイスラーム保険会社の相次ぐ設立と急速な展開と、現代イスラーム金融を統括する国際的な組織の拡充である。これらの双方の動きにおいて、マレーシアとバハレーンが特に熱心になっており、現代イスラーム金融の中心地を獲得するための熾烈な争いといった模様を呈している。

マレーシアでは、1994 年には、国内イスラーム金融市場 (Islamic Interbank Money Market, IIMM) が開設され、イスラーム投資会社やイスラーム投資ファンドの収益パフォーマンスを表す指数 (RHB Islamic Index) が整備された [Warde 2000: 126-127]. また、2001 年に発表された今後 10 年間のマレーシアの金融部門のマスタープランにおいて現代イスラーム金融の果たす役割が強調されている [Iqbal and Molyneux 2005: 46]. それに伴って、2002 年 11 月には、イスラーム金融の業務内容の統一的なガイドラインの整備を主な目的とした国際的な組織であるイスラーム金融業務委員会 (Islamic Financial Services Board, IFSB) を設立した [Iqbal and Molyneux 2005: 62-63]. さらに、1989 年に香港やシンガポールとならぶオフショア金融センターになることをめざして開発されてきたラブアン島を新たに現代イスラーム金融の集積地とすることをめざしている。²¹⁾

一方のバハレーンは、1973 年にバハレーン金融庁 (Bahrain Monetary Agency, BMA) を設

19) このできごとの顛末については、NHK スペシャル「イスラム」プロジェクト [2000: 174-176] を参照。

20) イギリス・イスラーム銀行の設置許可と開店については、BBC のウェブ版ニュース (<http://news.bbc.co.uk>) を参照した。

21) オフショア・センターとは、自国あるいは他国から資金を調達して他国へ融資するために第三国に設けられた国際金融市場のことである。そこでは、税制上の優遇などさまざまな優遇措置を享受することができ、一般の金融取引と比べて自由度が大きい。

立し、それまでの中東地域の金融の中心地であったレバノンに代わり、国際的なオフショア金融センターとしての役割を果たしてきた。²²⁾ そのため、金融取引におけるさまざまな優遇措置がすでに整備されていた。税制の優遇度や労働力水準の高さ、金融市場への政策的な介入度、法的枠組みの厳格性、為替制限、貿易の自由度、電子ネットワークの充実度など、あらゆる側面において、バハレーンの充実度は、中東地域の金融センターの中心的地位を狙う他の国々（ドバイ、アブダビ、カタール）の中でも抜きん出ているといってもよい [Warde 2000: 128-129]。そのバハレーンは、いち早く現代イスラーム金融の重要性を見抜き、現代イスラーム金融の実践を積極的に奨励してきた。その結果、現在、世界の国々の中で、バハレーンは、最も多くのイスラーム金融機関を有している。その数は、イスラーム銀行が 6、オフショア金融機関が 3、イスラーム投資銀行が 17、その他イスラーム金融系の機関が 6 である。²³⁾ このようなバハレーンにおける現代イスラーム金融の発展を象徴するできごととしては、次の 3 つが挙げられよう。第 1 に、1996 年に、シティバンク・グループが他の欧米系の金融機関に先駆けて独立したイスラーム金融機関（シティ・イスラーム投資銀行）をバハレーンに設立したことであり、第 2、1998 年に DMI と並ぶイスラーム金融機関グループであるダッラ・アル＝バラカ・グループの統括会社をバハレーンに設立したことであり [Warde 2000: 129],²⁴⁾ 第 3 に、バハレーンには多くの現代イスラーム金融に関わる国際的な組織の拠点が存在することである。²⁵⁾

現代イスラーム金融に関する最新の動向としては、2005 年 6 月には、GCIBFI が、1 年以内に資本金 10 億米ドル規模の世界最大のイスラーム金融機関を設立することを明らかにした。この金融機関は、個人向けではなく、世界中のイスラーム金融機関やイスラーム金融市場の運営や資金の運用をより円滑にすることを目的として、5 年以内に資本金を倍増の 20 億米ドルにすることをめざしている。出資機関には、イスラーム開発銀行やダッラ・アル＝バラカ・グループなどが名を連ね、マレーシア、バハレーン、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、カタールが、設立される金融機関の本部の設置をめぐる誘致合戦をしている。²⁶⁾

22) 中東地域における金融の中心地の移動は、1975 年に始まったレバノン内戦が大きく関わっている。

23) 2005 年 12 月現在の数字で、イスラーム保険会社は除く。数字は、BMA のホームページ (<http://www.bma.gov.bh>) を参照した。

24) 1996 年にバハレーンに設立されたシティバンク・グループ系のイスラーム金融機関の名称については、シティ・イスラーム投資銀行のホームページ (<http://www.citibank.com>) で確認した。

25) バハレーンを拠点とする国際的な組織には次のようなものがある（カッコ内は、正式名称、略称、設立年の順）。イスラーム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions, AAOIFI, 1991 年）、イスラーム金融機関一般評議会（General Council for Islamic Banks and Financial Institutions, GCIBFI, 2001 年）、国際イスラーム金融市場（International Islamic Financial Market, IIFM, 2002 年）、国際イスラーム評価機関（International Islamic Rating Agency, IIRA, 2002 年）[Iqbal and Molyneux 2005: 60-63]。

26) 以上の動きについては、GCIBFI のホームページ (<http://www.islamicfi.com>) に掲載されている 6 月 29 日付のニュースを参照した。

2.5 現代イスラーム金融の現状

イスラーム金融機関の数については、さまざまな研究機関や文献に記されているが、それらが何をイスラーム金融機関としてカウントしているかによって大きく数が変わってきている。イスラーム銀行保険研究所のホームページ上に掲載されているイスラーム金融機関の数は、イスラーム銀行、イスラーム投資会社が 224 行（社）、イスラーム投資ファンドとイスラーム保険会社が、それぞれ 99 社、46 社である。²⁷⁾ これらを足し合わせ、マレーシアのイスラーム金融部門の 36 行（社）を除くと、部分的イスラーム金融機関を除くイスラーム金融機関の数は 333 行（社）にのぼる。

つづいて、現代イスラーム金融を実践している国（地域）とその分布を見る。イスラーム金融機関は、国境を越えて活動するイスラーム投資ファンドを除くと 49 カ国にのぼる。²⁸⁾ その地

表 1 地域別のイスラーム金融機関の数と、世界全体に占めるその割合

	金融機関の数	割合
アフリカ	35	16%
中東	88	39%
南アジア	14	6%
東南アジア	21	9%
東アジア	0	0%
EU	33	15%
それ以外のヨーロッパ	1	0%
北米	21	9%
中南米	9	4%
大洋州	2	1%
合 計	224	100%

出所：イスラーム銀行保険研究所のホームページのリストをもとに作成。

27) イスラーム銀行保険研究所のホームページ (<http://www.islamic-banking.com>) を参照した。

28) イスラーム銀行保険研究所のホームページ (<http://www.islamic-banking.com>) によると、現代イスラーム金融を実践している国（地域）は、49 カ国にのぼる。地域別に列挙すると次のようになる。アフリカは、アルジェリア、ジブチ、エジプト、ガンビア、ギニア、コート・ディ・ヴォール、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ共和国、スーダン、チュニジアの 14 カ国、中東は、バハレーン、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、トルコ、アラブ首長国連邦（アブダビ、ドバイ、シャルジャ）、イエメンの 13 カ国、南アジアは、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカの 4 カ国、東南アジアは、ブルネイ、インドネシア、マレーシアの 3 カ国、EU は、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、スイス、イギリスの 7 カ国、EU 以外のヨーロッパは、アルバニア、ロシアの 2 カ国、北米は、カナダ、アメリカ合衆国の 2 カ国、中南米は、バハマ、英領バージン諸島、ケイマン諸島の 3 カ国（地域）、大洋州は、オーストラリアのみである。なお、地域の分類は、外務省のホームページ (<http://www.mofa.go.jp>) における分類（アフリカ、中東、アジア、ヨーロッパ、北米、南米、大洋州）を基本とした。それに加えて、アジアを南アジア、東南アジア、東アジアに、ヨーロッパを EU とそれ以外に分けた。なお、東南アジアは、ASEAN 加盟国に東ティモールを加えた国々である。また、中東には、パレスチナを、EU には、スイスを、中南米には、英領バージン諸島とケイマン諸島を加えた。

域的な分布を見ると（表 1 を参照）中東地域が圧倒的な数のイスラーム金融機関を有していることがわかる。また、アフリカ、南アジアと東南アジアを合わせたアジアもそれに次いで多くのイスラーム金融機関が設立されている。ここでも注目すべきは EU 諸国におけるイスラーム金融機関の数である。EU は、国の数の多さだけでなく、金融機関の数においても、現代イスラーム金融全体の中で、その存在感を示している。

次に、イスラーム金融機関の規模について見る。イスラーム金融機関の管理資産総額は、イスラーム銀行保険研究所の試算では、約 2000 億米ドル以上であり、²⁹⁾ 2003 年の IMF サーベイによると約 3600 億米ドルとされている [IMF 2003]。IMF の数値に従えば、全世界の金融機関資産の 0.8% を占めることになり、これは、ロシアの GDP (約 4000 億米ドル) に匹敵する。0.8% という割合は、まだ非常に小さいが、発展途上国の多いイスラーム諸国の金融機関の資産総額に分母を換えるとその割合はもっと大きくなると考えられる。このうち、規模の大きいイスラーム金融機関における資産総額を表 2 に示した。

また、主な国でのイスラーム金融機関のプレゼンスを国内預金のシェアによって見ると、バハレーンは 9.8% (1996 年)、エジプトは 5.7% (2000 年)、ヨルダン は 10.3% (2001 年)、クウェートは 15.5% (1998 年)、カタールは 18.1% (1997 年)、スーダンは 27.9% (1998 年)、トルコは 1.8% (2001 年)、³⁰⁾ アラブ首長国連邦は 7.9% (1996 年)、イエメンは 4% (1997 年)、マレーシアは 1.6% (1997 年) となっており、1 割弱から 2 割弱のシェアを獲得していることがわかる [Henry and Wilson 2004: 7]。

表 2 主要イスラーム金融機関における資産総額

金 融 機 関 名	(年)	(百万米ドル)
アッ=ラージュヒー銀行・投資会社	2004	20,758
クウェート・ファイナンス・ハウス	2004	11,842
マレーシア・イスラーム銀行	2005	4,231
ドバイ・イスラーム銀行	2001	4,174
エジプト・ファイサル・イスラーム銀行	2004	2,722
バハレーン・シャーミル銀行	2004	1,613
ヨルダン・イスラーム銀行	2004	1,591
アル=バラカ・トルコ・ファイナンス・ハウス	2004	1,097
バハレーン・イスラーム銀行	2004	676
アル=バラカ・イスラーム銀行	2003	405
合 計		49,109

出所：各金融機関の年次レポートの数値をもとに米ドル換算。

29) イスラーム銀行保険研究所のホームページ (<http://www.islamic-banking.com>) を参照した。

30) トルコは、2000 年の金融危機によって、国内最大のシェアを誇ったイフラス・ファイナンスが破綻した。2000 年イフラス・ファイナンス破綻前までのトルコにおけるイスラーム金融機関の預金シェアは、3.5% である [Henry and Wilson 2004: 7]。

3. 現代イスラーム金融をめぐる問題と研究動向

以上で見てきた現代イスラーム金融の歴史的展開を踏まえて、本節では現代イスラーム金融が直面した実践上の問題を振り返る。それは、大きく2つあり、第1に、現代イスラーム金融のイスラームへの適合性の問題、第2に、現代イスラーム金融の実践における経済合理性の問題である。現代イスラーム金融の研究においては、それぞれの問題に対応する形でそれぞれ考察が行われている。第1の問題に対しては、イスラーム法学からのアプローチによって、第2の問題に対しては、経済学からのアプローチによって考察が行われている。以下では、実践上の問題とともに、それに対応した研究の動向についても言及する。

3.1 現代イスラーム金融とイスラーム法

第1に、現代イスラーム金融の実践のイスラームへの適合性の問題が挙げられる。イスラームでは、クルアーンにも言及があるように、リバー (*ribā*) の取得が禁止されている。³¹⁾ リバーのアラビア語の原義は、「増加する」「大きくなる」であり、一般に、経済的な交換の場面に於いて、直接的な労働による価値の付加を伴わないで不当に利得を得ることを表す語としてイスラーム世界で用いられている。³²⁾ リバーがどのような交換において適用されるかについては、歴史的に多くの議論があり、イスラーム法学派ごとに異なる解釈が存在する。³³⁾ しかし、近代に入り、ヨーロッパからの金融制度の導入によって、リバーについての主要な議論の対象は、労働による価値の付加を伴わない普通金融機関における利子がリバーに相当するか否かという点に絞られた。そこでは、リバーに対応する利子の範囲をめぐって、それを法外な高利に限定する立場と、利子と呼ばれるあらゆるものをリバーであると思なして、一律に禁止されなければならないとする立場に分かれた [小杉 1994; Kuran 1995; Saeed 1999]。当初は、前者の立場が優勢であったが、現代イスラーム金融の展開に伴って、リバーをあらゆる利子とする後者の立場が台頭してきた。そのベンチマークとしては、1991年の、パキスタンのシャリーア連邦裁判所での判決（「利子を認める法律はイスラームと適合しない」）や、1999年の同じくパキスタンの最高シャリーア裁判所の判決（「あらゆる利子がリバーである」）が挙げられる。³⁴⁾

31) たとえば、クルアーンにおけるリバーの禁止への明示的な言及には次のようなものがある。「あなたがた信仰する者よ、倍にしましても倍にして、利子を食べってはならない」（イムラーン家章第130節）。「利息を食べる者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しかできないであろう。それはかれらが『商売は利息をとるようなものだ。』と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、利息（高利）を禁じておられる」（雌牛章第275節）。

32) リバーには、大きく分けて2つのタイプがある。1つは、通貨の両替のように同じ商品同士を交換するときの不等価交換であり、その際に発生する余分な利得を「剰余のリバー（リバー・アル＝ファドル, *ribā al-faḍl*）」という。もう1つは、延払や資金の借入をしたときに、代金や元本に加えて延払や借入の対価（利子）を支払うことであり、これを「期限のリバー（リバー・アン＝ナスィーア, *ribā al-nasī'ah*）」という。

33) 詳しくは、[Saleh 1986]を参照。

現代イスラーム金融において特徴的でかつ最も重要な問題は、その実践を以上で述べたリバーの禁止に抵触しないような形で、利子を用いる従来の普通金融機関が果たした金融の機能をどのように構築し、代替していくことができるかという点であった。ここで注意すべきことは、そのような試みは、イスラーム歴史上きわめて新しいものであったという点である。なぜなら、金融の機能を一括して担うような機関は、イスラームの歴史上、存在したことがなかったからである [Udovitch 1979: 255]。このことは、前近代のイスラーム世界に金融の機能が不在であったことを意味するのではなく、さまざまなセクターが、重層的に金融の機能を担っていたことを示している。³⁵⁾ たとえば、国家の国庫管理を行う機関は、バイト・アル＝マール (*bayt al-māl*) が担っており、また、両替や遠隔地取引に伴う手形の発行、あるいは事業への投資などの業務は、サッラフ (*ṣarrāf*)、あるいはジャフバズ (*jahbadh*) と呼ばれる業者が担っていた [Imamuddin 1997: 128-138]。また、現在の預金に相当する機能は、財産の保管契約や事業契約が果たしており、前者においては、現在の預金のように預かった資金を運用することは許されてはいなかった。一方の后者に相当するものは、後述するムダーラバ契約 (*muḍārabah*) やムシャーラカ契約 (*mushārahah*) などが挙げられるが、この方法では、預かった資金に損失が発生した場合には、預け主がその損失分をすべて負担することになっていたもので、リスクが非常に高い方法であった [Udovitch 1979: 258-261]。

以上のような歴史的経緯から、金融の機能を一括して担う現代イスラーム金融においては、イスラーム法において認められていた歴史的な取引契約やそれを支えたイスラームの契約理論を広く参照しながら、そのシステムを新たに構築していく必要があった。そのため、イスラーム法学は、前近代までのイスラーム法学の契約理論を現代イスラーム金融が担おうとする機能に適合するように金融手法として再構築する役割を担うことになった。その過程では、歴史的遺構に埋もれていた契約理論が再発見されたり、既存の契約理論を金融の機能に適応させるために再構成をしたりする作業が行われた。このような作業の成果は、設立されたイスラーム金融機関の中に設けられたシャリーア諮問委員会の出すファトワー（法学裁定, *fatwā*）にまとめられている。

そのような過程を経て再構築された金融手法の代表例としては、ムダーラバ契約、ムシャーラカ契約、ムラーバハ契約 (*murābahah*) が挙げられる。³⁶⁾ これらの金融手法は、単にイスラーム金融機関における与信業務や受信業務において用いられるだけでなく、イスラーム金融機関の設立や運営においても用いられており、現代イスラーム金融の実践とは、このような金融手

34) 前者の判決を考察したものとして [Sponeck 1994]、後者の審理の過程の詳細を記したものとして [Usmani 2001] がある。

35) この点については、イスラーム中世史家の Udovitch が、18 世紀の半ばまでイスラーム世界には、金融機関がないところには金融の機能はない、と主張した経済史家の De Roover に対して反論している [Udovitch 1979: 255]。

法の重層的な重なりによって成立していると言ってもよい。³⁷⁾ したがって、現代イスラーム金融において金融手法とその母体であるイスラーム法の契約理論に注目することがきわめて重要な意味を持つことが理解されよう。

イスラーム法学からのアプローチによる研究では、このような現代イスラーム金融で採用されている金融手法に注目し、前近代のイスラーム法の契約理論が現代イスラーム金融にどのように適用されているかについて考察したり、その適用の過程において、契約理論がどのような再解釈や理論の革新が行われているかについて検討している。

前者については、現代イスラーム金融について論じたほとんどの文献に紹介されているが、網羅的なものとしては、次のような文献が挙げられる。たとえば、イスラーム経済学界の重鎮である Siddiqi の著作（特に、[Siddiqi 1983; 1985]）は、ムダーラバ契約とムシャーラカ契約に詳しく、多くの文献において現代イスラーム金融の手引きとして利用されている。Usmani [2000] は、現代イスラーム金融で採用されているほとんどの金融手法について、契約の開始から終了までの間に持ち上がる諸論点についての紹介を行っている。また、ムハンマド・バーキルッ＝サドルの『無利子銀行論』は、クウェート・ファイナンス・ハウスの要請に従って著されたもので、金融手法の原則から金融業務の細部に至るまできわめて実践的な説明がある。³⁸⁾

一方、後者のような前近代のイスラームの契約理論からの変容に着目した研究としては、[Ray 1995; Saeed 1999] が挙げられよう。[Ray 1995] は、前近代のイスラーム世界におけるムダーラバ契約、ムシャーラカ契約、ムラーバハ契約の3つの契約が現代イスラーム金融に適用されるにあたって議論となった点について、イスラーム金融機関がどう対処したのかという実践的な視点から、イスラーム金融機関の出したファトワーを用いて、その論点をまとめている。また、[Saeed 1999] では、[Ray 1995] と同様に前近代と現代の比較を行い、現代イスラーム金融において実践されている金融手法が、それを取り巻く環境によって前近代の契約理論

36) ムダーラバ契約とは、契約当事者の片方が資本を提供し、もう片方が実際の事業を行う事業契約の形式である。事業からの利益はあらかじめ決められた割合で分配される。一方、損失が発生した場合は、資本提供者は、提供した資本の範囲内で資金上の損失を引き受ける。そして、事業者は、事業に投入した自らの労力を負担し、その対価としての報酬も得られない。また、事業者は提供された資本以上の損失を発生させた場合は、その超過分の損失も引き受けることになる。ムシャーラカ契約は、イスラーム金融機関の出資する資本や、他の企業、個人の資本を使って投資を行うパートナーシップ契約である。すべての出資者は、事業に参画する資格を持つことができる。事業からの利益は、あらかじめ決められた割合で出資者の間で分配され、損失は出資の割合で各出資者が引き受けることになる。ムラーバハ契約は、転売人とその顧客の間で結ばれる契約で、転売人が第三者から購入した商品に対して自らの利益を上乗せした価格で顧客に対して販売するものである。代金の支払いは、繰り延べ払いや分割払いによって行われることが多い。

37) たとえば、イスラーム金融機関の設立や運営は、ムシャーラカ契約によって行われることが多い [Siddiqi 1983: 15-18]。

38) 『無利子銀行論』については、[Şadr 1977; サドル 1994] を参照した。

にどのような修正を施してきたかについて検討している。両者の研究に共通する特徴は、歴史的な比較を強く意識している点であり、現代イスラーム金融のシステムがどのように構築されてきたのかについての動態的なプロセスを垣間見ることができるという点から大変示唆的である。

一方、近年登場してきた新しい金融手法の検討を含んだものとしては、ハーバード大学の中東研究センターおよびハーバード・ロースクールで1995年から連続的に行われているイスラーム金融プロジェクト (Islamic Finance Project, IFP) における初期の成果をまとめた [Vogel and Hayes 1998] がある。そこでは、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約、ムラーバハ契約やリバー概念といった現代イスラーム金融が登場したときから実践されていた金融手法の考察に加えて、先物取引や債券取引などの新しい金融手法が、どのようなイスラーム法の契約理論によってレジティマシーが与えられるのかについての考察が行われている。

3.2 現代イスラーム金融と経済合理性

第2に、現代イスラーム金融の実践における経済合理性の問題が挙げられる。ここでの経済合理性の指標は、資源利用の効率性と、それにもとづく収益の最大化である。現代イスラーム金融の実践が、イスラーム金融機関という企業体の形をとっている以上、普通金融機関と同様に、収益性の向上と資源の効率的な活用が求められることは当然である。一部では、現代のイスラーム金融は、1970年代以降のイスラーム復興運動の象徴的な存在であり、金融機関の独立した収益性を度外視してでも、イスラームの理念の実現態としての存在意義があるのだとの考えもあるが、³⁹⁾ 一般的にイスラーム金融機関は、収益性の問題に対してかなり敏感である。たとえば、ムダーラバ契約による資金の提供先の事業についての収益性のチェックは頻繁に行われ、収益性が危ぶまれる場合には、即座に資金の提供を打ち切るといったことが行われている。⁴⁰⁾ このことは、多くのイスラーム金融機関が、普通金融機関と比べて新興勢力であり、よりよい収益性の実現によって経営を軌道に乗せ、多くの新規顧客を獲得しなければならないという事情と無縁ではない。また、経営の効率性についても、普通金融機関と同様に注意を払っている。このことは、ホームページによる年次レポートなどの多くの財務情報が公開されていることや、AAOIFIによる会計基準の統一による経営の透明性の確保が図られていることなどから言えることである。

このような経済合理性に対する配慮の結果、経済的なパフォーマンスについてもおおむね

39) 1998年にヨルダンで設立されたアラブ・イスラーム銀行をめぐるのは、1980年代後半の同国でのイスラーム投資会社の失敗によって、イスラーム金融の収益性に対して疑問が持たれていた。しかし、イスラームの理念の実現態を重視する声があり、その設立を大きく後押ししたと考える研究もある [Malley 2004]。

40) この例は、2004年9月に、筆者がエジプト・ファイサル・イスラーム銀行を訪れたときに、広報部副部長である Abdel Halim Ahmed 氏より伺ったものである。

良好な数値を残す金融機関が多く見られた。Iqbal と Molyneux は、総資産利益率 (Return on Total Asset, ROA) および株主資本利益率 (Return on Equity, ROE) について、世界の金融機関の 1000 行の平均と、規模の大きいイスラーム金融機関 12 行の平均を比較している。⁴¹⁾ それによると、ROA については、1990-96 年平均、1996-2002 年平均、1990-2002 年平均のいずれを比較してもイスラーム金融機関の平均値の方が上回っている。⁴²⁾ 一方の ROE については、いずれにおいても世界の金融機関の1000行の平均値の方が上回っている。⁴³⁾ ROA についても ROE についても両者の差はわずかであることから、イスラーム金融機関が普通金融機関とその経済合理性について十分に伍していることがわかる。

以上を踏まえた形で、経済学からのアプローチでは、現代イスラーム金融の実践の評価をデータによって評価するという実証研究 [Iqbal and Molyneux 2005] のほかに、イスラーム法への適合性という制約条件の下で、現代イスラーム金融において実践されている金融手法をどのようにデザインすることによって、望ましい効率性や収益性を実現できるのかという理論的な研究にも焦点があたりは始めている。このようなアプローチは、近代経済学における情報の経済学や金融工学のような研究領域に属するものであるが、そこでの情報の非対称性や契約の不完備性を前提とした金融契約の効率的なメカニズム・デザインについての分析手法が現代イスラーム金融における金融手法の考察にも応用されている。たとえば、[Mills and Presley 1999]では、金融機関がプロジェクトに出資をするような金融契約（ムダーラバ契約やムシャーラカ契約）において、どのような出資額が事業者のモラル・ハザードを防ぎ、効率的な努力水準を導き出せるかについて、情報の経済学におけるプリンシパル・エージェントモデルを用いて分析したり、それらを利子付き資金調達の場合と比較したりする研究が行われている。

4. 現代イスラーム金融研究のための分析枠組み

本節では、以上の実践上の課題の提示とそれに対応する研究動向のまとめを踏まえて、それらの研究動向に対する批判的検討を行う。そして、そのような批判的検討をもとにして、現代イスラーム金融の実践を包括的に捉えるための分析枠組みを提示する。

4.1 従来の研究に対する批判的考察

従来の研究に対しては、次の 2 点に対して批判することが可能であると考ええる。第 1 は、本来、現代イスラーム金融の実践において表裏一体であるはずの 2 つの課題に対して、異な

41) 以下の数値は、[Iqbal and Molyneux 2005: 79-80] を参照した。

42) 1990-96 年、1996-2002 年、1990-2002 年の世界の金融機関の上位 1000 行の ROA 平均は順に、1.0%、1.1%、1.0%である。一方、イスラーム金融機関の 12 行の ROA 平均は、1.63%、1.29%、1.47%である。

43) 1990-96 年、1996-2002 年、1990-2002 年の世界の金融機関の上位 1000 行の ROE 平均は順に、15.7%、14.4%、14.9%である。一方、イスラーム金融機関の 12 行の ROE 平均は、15.33%、13.13%、13.83%である。

る方法論的なアプローチからの別々の考察が行われるだけで、それらを実践的な要請に応じて総合することがなかったという点である。第 2 は、各アプローチにおける理論的な考察において現代イスラーム金融を極度に抽象化したことで、現代イスラーム金融の実践における多様性や地域的な差異が見えにくくなってしまったという点である。

第 1 の点については次のように説明できる。すなわち、現代イスラーム金融においては、イスラームの教義への適合性を満たし、そして、経済合理性にもとづいた収益性と効率性の確保が求められることを前節で見てきた。これらの 2 つの課題は、実際には、別個のエージェントがそれぞれ解決するようなものではなく、イスラーム金融機関という同一のエージェントが同時に解決しなければならないものである。ところが、現代イスラーム金融を対象とした研究においては、2 つの課題の両立可能性という実践のうえでの重要な問いは棚上げにされて、各アプローチが重要であると考ええる課題に対象を絞って考察が行われてきた。すなわち、イスラーム法学のアプローチにおいては、契約理論がイスラーム法のレジティマシーを維持しながら、どのように現代イスラーム金融において金融手法として適用されていったかを追うことに専念しており、そのようにして適用された金融手法が、経済的な実効性を有しているのかについての論証はほとんどなされていない [Khan 1989: 126]。たとえば, Tariqullah Khan と Chapra は、ムダーラバ契約が、イスラーム世界の社会的な利得の増進を促すものであると述べてはいるが [Khan and Chapra 2000: 10]、それがどのようなメカニズムによって利得の増進に寄与するのかについての論証は行われていないのである。

一方、経済学のアプローチにおいて分析される金融手法は、すでにイスラーム法学のアプローチの篩を通過したもののみを経済学の理論を援用してモデル化するだけであり、イスラーム法へのレジティマシーという広い条件を制約条件として、経済学的な分析から望ましい金融手法の提案をするという積極性は見られない。そのため、敢えてイスラームという枠組みでもって分析を行う意味が乏しくなりがちである。このような経済学のアプローチにおける受身的な姿勢は、次のような現代イスラーム金融の独自性を疑問視する厳しい批判にもつながっていく。すなわち、現代イスラーム金融は、資本主義システムの道具に過ぎないのであり、新たな経済秩序を切り開くようなものではないと述べており、現代イスラーム金融を端緒とした経済のイスラーム化提唱は、口先だけのレトリックであるというような批判である [Roy 1994: 144]。

第 2 の点については、経済モデルの抽象化への志向性の強い経済学のアプローチだけでなく、イスラーム法学のアプローチにおいても現代イスラーム金融の実践における多様性や地域的な差異の捨象が行われている。イスラーム法が、その中心的な部分までもが歴史的に構築されてきたものであるという Schacht の学説 [Schacht 1964] の有効性の検討に踏み込まなくとも、イスラーム法が地域的な慣習との関係の中で法学派が形成され、それがイスラーム法の解

釈の変容に影響を与えてきたことは確かであるといえる [柳橋 1998: 296-298]。したがって、現代イスラーム金融の実践においても、それが展開される地域的な慣習や、その地域に影響のある法学派によって影響を受けるはずである。しかし、現代イスラーム金融における金融手法の考察における地域的な差異への言及は稀である。つまり、イスラーム金融機関同士のファクトリーの差異についての指摘はあるものの、その差異が何に由来しているかについての言及がない。たとえば、Ray は、ムラーバハ契約が拘束力のある契約であるか否かについて、それを拘束力のない契約とする見解と拘束力のある契約であるとする見解を並置させているが、その差異がなぜ生まれているのかについての考察は行っていない [Ray 1995: 51-54]。

このような理論による多様な実践形態の把握とそこからの理論的な検討が希薄である背景には、地域の中の現代イスラーム金融の実践という視点からの研究が表層的なレベルにとどまっているという点も影響していると考えられる。すなわち、そのような視点から現代イスラーム金融を捉える従来の研究では、現代イスラーム金融の存在は、国や地域の政治経済社会的な動態の中の 1 つのファクターとして位置づけられており、イスラーム金融機関と他のファクターといったように関係論的な考察が行われるにとどまっているのである。たとえば、[Henry and Wilson 2004] では、スーダン、クウェート、ヨルダン、トルコ、チュニジア、エジプトにおける現代イスラーム金融と、それに関係するイスラーム復興運動や石油ショックなどの国内外の政治経済的な動向との関係性を中心とした考察を行っている。また、[Warde 2000] は、パキスタン、イラン、スーダン、マレーシア、バハレーンにおける国家の政策と現代イスラーム金融との関係を追っている。このような考察の重要性は、ここでの批判によって少しも減じられることはないが、現代イスラーム金融の実践を支える理論の地域的差異を論証するためには、それらのさまざまな政治経済社会的な動態によって現代イスラーム金融における実践のあり方自体にどのような影響を与えているのかについての考察が必要であろう。

4.2 現代イスラーム金融研究のための分析枠組み

以上で見てきた批判的検討を踏まえたうえで、為すべきことは何であろうか。それは、まず現代イスラーム金融の実践の多様性を認識することである。これまでは、イスラームへの適合性と経済合理性の両立可能性に踏み込む研究の不在や、それぞれのアプローチにおける極度の理論化志向のために、現代イスラーム金融の特徴を、それらのどちらかのアプローチが重視する側面に絞って論じられることが多かった。そのため、世界中に広く展開している現代イスラーム金融の実践が、それぞれの地域の政治経済社会的な動態やイスラームの地域的差異に応じて、多様な実践形態が存在することを捉え損ねていた。そのような研究の現状を踏まえて、本稿では、現代イスラーム金融を取り巻く地域の政治経済社会的な動態やイスラームの地域的差異を把握する地域性という参照軸を設けることで、この地域性との相互関係によってそれぞれのイスラーム金融機関におけるイスラームへの適合性と経済合理性のそれぞれの追求の度合

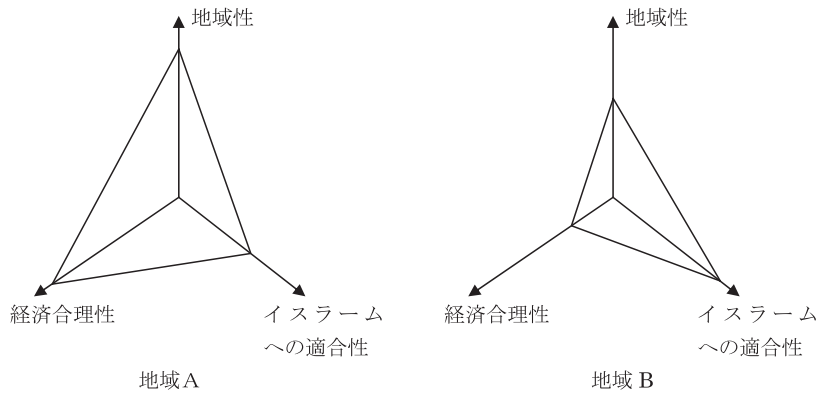


図1 現代イスラーム金融の実践の多様性

いが決定され、それが現代イスラーム金融の実践の多様性につながると考える。以上のような地域性を考慮した現代イスラーム金融の実践の多様性を図示すると、図 1 のようになる。⁴⁴⁾

そして、この地域性を考慮した現代イスラーム金融の実践の多様性を把握する具体的な手がかりとして、現代イスラーム金融において採用されている金融手法の差異に着目することが重要であると考え。すなわち、イスラーム金融機関の設立時において、ある金融手法がなぜ採用されたのかについてや、それ以降の金融手法の利用頻度の変遷の要因、あるいは新たな金融手法の開発の過程を、地域性、イスラームへの適合性、経済合理性の 3 つの関係性の中で考える必要があると考える。金融手法の利用頻度については、実際のデータを見てみると、イスラーム金融機関によって金融手法の利用頻度には大きな差異が存在することがわかる。⁴⁵⁾ いくつかのイスラーム金融機関の金融手法の頻度を融資の側面に注目してその融資額の割合の大まかな傾向を見ると、たとえば、ドバイ・イスラーム銀行では、ムラーバハ契約の割合が 80%を超えているのに対して、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約の割合はそれぞれ 3%にも満たない。また、ヨルダン・イスラーム銀行では、ムラーバハ契約の割合が 50%を超えており、融資方法の大部分を占めていることはドバイ・イスラーム銀行と同様であるが、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約はほとんど用いられず、かわりに財のリース契約に類似しているイジャーラ契約 (*ijārah*) が 50%近い割合を獲得している。一方、北部スーダン・イスラーム銀行では、ムラーバハ契約は、20%であり以上の 2 行と比べて全体に占める割合が小さいのに対して、ムシャーラカ契約が 60%を超えている。

44) この図と枠組みについては、[東長 2002] に想を得た。

45) 以下のデータは、[Dawābah 2003: 22] に掲載されている各イスラーム金融機関の年次レポートから算出された数値を参照した。

金融手法の採用やその変遷について、現代イスラーム金融の実践の多様性の枠組みの中で具体的にどのように捉えたらよいのだろうか。実態調査にもとづいた検討は今後の課題であるが、以下ではその際に考慮すべき点を列挙してみる。

第1に、地域性との関係においては、まず、金融手法の採択や利用頻度はその地域における経済慣行や経済発展の度合いに大きく影響を受けることが挙げられる。たとえば、推測の域を出ないが、ペルシャ湾岸諸国は、歴史的に海外貿易をはじめとする商業が経済活動の中心的位置を占めているため、商品の仕入れのための短期的な資金調達に向いているムラーバハ契約が好んで用いられたと考えることができよう。一方、スーダンでは、農村開発のためのプロジェクト・ファイナンスの手段としてムシャーラカ契約が注目されているという研究報告 [Osman 1999] がある一方で、国内経済の停滞により大規模な短期的資金の需要は小さい [Stiansen 2004] ことが、ムシャーラカ契約の割合を突出させているのだと考えられる。また、制度的な枠組みによる制約の問題が挙げられる。すなわち、利子に依拠しない現代イスラーム金融は、それが設立される国や地域における法的枠組みや利子に依拠する経済制度では捕捉できないものであった。そのため、多くのイスラーム金融機関は、特別法の制定という例外的な形で現行の法的枠組みや経済制度の中に組み込まれた。⁴⁶⁾ よって、そのような制度的な制約が金融手法の実践にも大きな影響を与えたと考えられよう。このことは、現代イスラーム金融が展開を始めた当初は、その実践が既存の普通金融機関における金融業務と機能的に酷似していたことからとも言えると考えられる。しかし、現代イスラーム金融の発展や認知度の向上によって、法的な規制の緩和や経済制度が変容し、それが金融業務、とりわけ金融手法の用いられ方に反映されているのではないかと推測される。したがって、金融手法の利用頻度の変容に着目することは、現代イスラーム金融が展開される国や地域の制度的な枠組みとの関係におけるダイナミズムを描くことも可能であることがわかる。

第2に、イスラーム法学における金融手法の用いられ方についての言及には次のようなことが考えられる。すなわち、契約理論の系譜学的な観点から見て現代に特殊な事象として、前近代のイスラーム世界において異なる場面や異なる目的において用いられていた取引契約が、現代イスラーム金融における金融手法という同じ目的の束に揃えられて1つのハコに収められたことが挙げられる。そこでは、同じ目的の下で新たに金融手法同士が競合することになり、いわば金融手法の序列化とも言える事態が引き起こされた。そこで一般的に言われていることは、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約の方が、ムラーバハ契約よりもより望ましい金

46) たとえば、1977年のエジプト・ファイサル・イスラーム銀行の設立は、1977年の特別法第48号の制定によって可能になった [Soliman 2004: 270]。また、1983年のマレーシア・イスラーム銀行の設立は、イスラーム銀行法の新たな制定によって可能になった [Man 1988: 72]。

融手法であるということである。⁴⁷⁾ このような序列化がどのようなメカニズムによって行われたのかについての検討は行われていないが、Siddiqi のムラーバハ契約についての次のような考察から推測が可能である。Siddiqi は、ムラーバハ契約とほぼ同義に用いられているバイウ・ムアッジャル契約 (*bai' mu'ajjal*) について、「バイウ・ムアッジャル契約は、使用が許されている金融手法のリストから完全に取り除かれることが望ましい。たとえ、そのような金融手法が法的に許されるとしても、禁止されている事項（リバー概念——引用者註）に行き着いてしまうおそれがあるようなものは禁止すべきであるという法的な原則を最優先にするべきである」[Siddiqi 1983: 139] と述べている。このことから、同じイスラーム法の契約理論から演繹された金融手法の中でも、特にイスラームが禁止するリバーへの抵触可能性が高いものが劣位に置かれることがわかる。裏を返せば、イスラーム法学の観点からは、リバーの抵触可能性が低いものほど、現代イスラーム金融の実践において推奨されることになるのである。このような序列化が行われる背景としては、イスラームのレジティマシーの厳格化を伴うイスラーム復興運動の影響が考えられるが、その運動のプレゼンスにも地域によって濃淡があるため、以上で述べてきたイスラーム法学における金融手法の序列化の考え方の影響力もそのような地域的な差異の下で考える必要があるだろう。

第 3 に、金融手法の経済合理性については、ここではムラーバハ契約の収益性や効率性の性格と、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約の収益性や効率性の性格とが大きく異なることが挙げられる。ムラーバハ契約については、短期的な資金需要に対応するものであるため、イスラーム金融機関にとっては短いタイム・スパンで収益をあげやすい金融手法となっている。そのため、設立間もないイスラーム金融機関が、経営を早く軌道に乗せるためには最も手堅い方法であると考えられる。また、普通金融機関においてリテール分野における需要が大きい利子付き短期ローンへの需要と競合するため、より多くの顧客を普通金融機関からシフトさせるためにも有効である。金融契約における情報の非対称性については顧客のデフォルト・リスクが主要な問題になるが、ムラーバハ契約は短期であり一回性の契約であることから不確実性をカバーするためのコストが低く、相対的に効率的な金融手法であると考えられる。一方で、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約は、プロジェクト・ファイナンスなど主に長期的な事業における資金需要に対応するものであるため、収益は長期的なタイム・スパンで実現する。顧客と関わる期間が長期にわたるため、収益に対する不確実性が高まり、それをカバーするための

47) Usmani は、次のように述べている。すなわち、「ムラーバハ契約は、もともと金融手法のための契約方式ではなかったことを見逃してはならない。この契約は単に利子避けるための方法なのであって、理想的なイスラーム経済システムの実現のための手段とはならない。よって、ムラーバハ契約の使用は、経済のイスラーム化に向けた一時的なものにとどめるべきであり、ムダーラバ契約やムシャーラカ契約が利用できない分野に限定すべきである」[Usmani 2000: 104-105]。

モニタリング・コストも大きくなる。特に、ムダーラバ契約では、原理上、損失が発生したときに損失の額が提供された資金の範囲内であれば、瑕疵のない事業者は損失を穴埋めする必要がないため、資金提供側の金融機関のリスクはより大きくなる。その一方で、事業が成功した場合には1回の契約で莫大な収益を期待することができる。

実際のイスラーム金融機関における金融手法の採用と選択による実践は、以上で挙げたような諸要因のバランスのうえに成り立っていると考えられる。すなわち、それぞれのイスラーム金融機関は、その実践を展開する地域における経済慣行や経済発展の度合い、あるいは制度的な枠組みの制約の影響を強く受けている。そして、そのような地域性を踏まえたうえで、リバーに抵触しないといった金融手法のイスラームへの原則的な適合性を維持しつつも、自らが置かれた状況に適した経済合理性やイスラームへの適合性のレベルの決定という手続きを常に繰り返しながら、金融手法の採用や選択を行っているものだと考えられる。それは、イスラーム法学における序列化されたムダーラバ契約やムシャーラカ契約などの金融手法を優先するのか、あるいはムラーバハ契約による短期的な収益を優先するのかといったアプローチの原理としては対立するような点を、地域性を緩衝材として実践に向けてコーディネーションを行っていく過程でもあると言えよう。本稿で提起された「現代イスラーム金融研究のための分析枠組み」は、現代イスラーム金融を、その実践を根幹から支えている金融手法を手がかりとして、それに影響を与えているさまざまな要因（地域性、イスラームへの適合性、経済合理性）の関係のコーディネーションの動態的な運動体として描くことで、それぞれの地域で展開される現代イスラーム金融の実践が、単一の現代イスラーム金融像には収まりきらない多様性を包含していることを示すことができるのである。

おわりに——分析枠組みをととしたイスラーム経済研究の可能性

最後に、本節では本稿で提起された「現代イスラーム金融研究のための分析枠組み」が、現代イスラーム金融研究を包摂するイスラーム経済研究に対していかなる寄与ができるかについての若干のプロポーザルを述べて本稿を閉じることにする。

イスラームと経済の親和性は、クルアーンの章句を参照するまでもなく、イスラーム研究の内外の多くの論者によって指摘されている。⁴⁸⁾ たとえば、イスラーム経済史家の加藤博は、イスラーム特有の制度であるワクフ (*waqf*) の存在によって、前近代のイスラーム世界における交換・互酬・再分配の機能が統合され、経済活動が円滑に行われていたことを指摘している

48) クルアーンには、経済活動を比喩として信仰について語っている章句が多くあるが、現世における経済活動の指針を直接的に指示している章句も見られる。たとえば、「信仰する者よ、あなたがたの財産を、不正にあなたがたの間で浪費してはならない。だがお互いの善意による、商売上の場合とは別である」(婦人章第29節)と述べられており、これは自らの富を生産的に使用することを推奨している。

[加藤 2002b: 128-130].⁴⁹⁾あるいは、アジア経済論を専門とする原洋之介は、イスラーム法の共有によって形成された社会関係が、個人の利己的で機会主義的な行動の可能性を減じることによって市場社会の秩序を維持し、それが前近代のイスラーム世界における商業の高度な発達を支えたと述べている [原 1993: 41-43]。これらの論は、経済におけるイスラームの役割と両者の関係性の特徴をきわめて的確に示しているものであると考えられる。

しかし、経済活動に関するイスラームにおける最も大きな特徴であるリバーの禁止が、実際の経済活動においてどのような役割を果たしていたのかという点については、従来の考察ではきわめて歯切れが悪い。つまり、イスラームが経済活動を推奨するものであることは認めても、前近代のイスラーム世界の経済実践においては、リバーの禁止はほとんど守られていなかったと述べることでリバーの禁止の経済的な意味の探究を回避したり [ロダンソン 1978]、逆に、リバーの禁止によってイスラーム世界の経済的な発展が阻害されたとして、イスラームと経済の親和性に留保がつけられたりすることもあった [クラウス 1944]。前者については、前近代のイスラーム世界においてヒヤル (*hiyal*) という法的な潜脱手段によって実質的な利子付きの金銭貸借が行われることで、リバーの禁止が骨抜きにされたということは、事実の一側面を表していることは確かである。⁵⁰⁾しかし、そのような事実を認めたとしても、リバーの禁止を回避する手段を考え出す社会的コストは無視できないものであり、前近代のイスラーム世界の人々にとって、利子を徴収することになんらかの抑制力が働いていたのではないかと考える近澤敏里の論にもとづいて前近代のイスラーム世界におけるリバーの禁止の経済的な意味を再考する必要があるだろう [近澤 1992: 50]。一方、後者のような、リバーの禁止というイスラームの根幹部分において経済との親和性を断つような見方は、結局のところ、利子が経済活動の潤滑油の役割を果たすことを追認することになり、イスラームにおける経済の独自性の存在そのものを否定してしまうことになってしまう。

現代に目を向けると、本稿で見てきたように現代イスラーム金融の実践は、リバーを利子と明確に定めたうえで、それを明示的に排除する形で展開されている。そこでは、もはやリバーの禁止が経済的にどのような意味を持つのかについて不問に付すことは不可能である。なぜなら、現代イスラーム金融においては、前近代のようにヒヤルによってリバーの禁止を骨抜きにする余地はまったく存在せず、かつリバーに抵触しない金融手法の利用によって経済的にも成功することが求められており、敢えて資本主義システムが優勢である現代世界において、リバーに抵触しないような金融手法を用いて経済実践を行う意味をムスリムに対してもそれ以外

49) ワクフとは、イスラーム独自の財産寄進制度であり、その財産の所有権の行使を停止することで、財産から生じる利益を広く慈善目的に利用するための制度である。

50) ヒヤルによって編み出された実質的な利子付きの金銭貸借を行う方法の代表例としては、イーナ取引 (*bay' al-ṭina*) と呼ばれる二重の擬制売買契約が挙げられる [森本 1970: 72-73]。

の人々に対しても、説得的な形で示す必要があるからである。そして、このようにリバーの禁止の意味を問うことは、現代イスラーム金融の実践がイスラームの社会正義の原則にもとづいてリバーのような不正な経済活動を否定し、富をウンマに再分配することを理想とする教条的なイスラームの経済理論に対して、せいぜい実践におけるリップサービスするだけであるという現代イスラーム金融に寄せられる批判〔モース 2005: 70〕に対しても応答することになる。すなわち、現代イスラーム金融におけるリバーの禁止の意味を問うことで、実践的な裏付けを伴ったイスラームの経済理論の構築が可能になると考えられる。

そのような問題意識に対して、本稿で提起した「現代イスラーム金融研究のための分析枠組み」はいかなる寄与ができるだろうか。「現代イスラーム金融研究のための分析枠組み」によってわかったことは、現代イスラーム金融の金融手法が実践に移されるためには、イスラーム、経済合理性、地域性の3つの立場の間でコーディネーションが行われるということであった。その過程は思考実験的に次のように記述できる。すなわち、現代イスラーム金融を推進するイスラームの立場は、利子に依拠した経済活動をこれまで行ってきた、それがファースト・ベストであるという観念を持っている経済合理性や地域性の立場に対して、現代イスラーム金融の実践が利子に依拠した場合と比べていかなるアドヴァンテージを有するかを主張していく過程であると考えられる。そこでの主張が説得的となり、実際に金融手法として採用されるためには、単にその金融手法がイスラームへの適合性から演繹されたというレジティマシーを持っているだけでは不十分であって、経済合理性や地域性の立場に立った場合でも、既存の利子に依拠した実践におけるパフォーマンスを上回る何らかの形の納得の行く論拠が提示されなければならないのである。そして、イスラームの立場は、金融手法がリバーに抵触しないというイスラームへの適合性を厳格に維持しながら、他の2つの立場からより望ましい形で受け入れられるような金融手法のあり方を追究していく。現代イスラーム金融におけるコーディネーションにおいては、このような過程が繰り返されるのである。そして、経済合理性や地域性の立場を納得させるという意味で現実的であり、かつ実践される可能性の高い金融手法のあり方を追究する営為を分析し、そこでの論拠を検討することや、そのような分析や検討を複数の現代イスラーム金融の実践の間で比較することが、現代イスラーム金融におけるリバーの禁止の意味を知るための手がかりになると考えられよう。

繰り返しになるが、リバーの禁止を明示的に宣言している現代イスラーム金融において、リバーの禁止の意味を考えることは、机上の空論ではなく実践的裏付けを伴った現代におけるイスラーム独自の経済観念を明らかにするための格好の材料になっているはずである。そのような作業を進めるにあたって、常に多様な実践との緊張関係を維持する本稿で提起した分析枠組みが有効であると考えられる。そして、そのような考察と並行して、前近代のイスラーム世界におけるリバーの禁止の経済的な意味を考えることで、その現代的な特殊性を明らかにすることが

できるとともに、イスラーム自体に内在する経済との親和性の核心部分に少しでも迫ることが可能ではないかと考える。

引用文献

日本語文献

- 日本ムスリム協会訳. 1987. 『日亜対訳・注解 聖クルアーン (改訂版)』日本ムスリム協会.
- 近澤敏里. 1992. 『イスラーム銀行論』高千穂商科大学.
- 羽田 正. 2005. 『イスラーム世界の創造』東京大学出版会.
- 原洋之介. 1993. 「イスラーム経済論」板垣雄三・後藤 明編『事典イスラームの都市性』日本学術振興会.
- 石田 進. 1987. 『イスラーム銀行・金融機関の活動状況』国際大学国際関係学研究科.
- . 1988. 「イスラーム無利子金融の動向」石田 進・田中民之・武藤幸治『現状イスラーム経済』日本貿易振興会.
- 加藤 博. 2002a. 「イスラーム銀行」日本イスラーム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高監修『新イスラーム事典』平凡社.
- . 2002b. 『イスラーム世界論—トリックスターとしての神』東京大学出版会.
- . 2005. 「現代文明批判の手段としての『イスラーム世界』—羽田 正『イスラーム世界の創造』に触発されて」『UP』34 (10): 31-37.
- 北村恵子. 2004. 「インドネシアにおけるシャリーア金融機関普及の背景—ジョクジャカルタ特別州の事例」『国際開発研究フォーラム』27: 17-35.
- クラウス, J. 1944. 『回教の経済倫理』小林玲雄・清水幾太郎訳, 明治書房.
- 小杉 泰. 1994. 「徴利論 2(リバー)」川北 稔編『歴史学事典 1』弘文堂.
- . 1999. 「東南アジアをどう捉えるか (3)—イスラーム世界から」坪内良博編『〈総合的地域研究〉を求めて—東南アジア像を手がかりに』京都大学学術出版会.
- . 2001. 「脅威か、共存か? 『第三項』からの問い」小杉 泰編『イスラームに何がおきているか (増補)』平凡社.
- 黒田美代子. 1995. 『商人たちの共和国—世界最古のスーク, アレッポ』藤原書店.
- 森本公誠. 1970. 「ムスリム商人の活躍」嶋田襄平編『イスラーム帝国の遺産』平凡社.
- モース, S. B. 2005. 『テロルを考える—イスラーム主義と批判理論』村山敏勝訳, みすず書房.
- 武藤幸治. 1988. 「経済のイスラーム化を志向する国々」石田 進・田中民之・武藤幸治『現状イスラーム経済』日本貿易振興会.
- NHK スペシャル「イスラーム」プロジェクト. 2000. 『イスラーム潮流』日本放送出版協会.
- 岡野内正. 2002. 「国際イスラーム銀行協会」大塚和夫・小杉 泰・小松久男・東長 靖・羽田 正・山内昌之編『イスラーム辞典』岩波書店.
- ロダンソン, M. 1978. 『イスラームと資本主義』山内 昶訳, 岩波書店.
- サドル, M. パーキルッ. 1994. 『無利子銀行論』黒田壽郎・岩井 聡訳, 未知谷.
- 清水 学. 2002. 「イスラーム銀行」大塚和夫・小杉 泰・小松久男・東長 靖・羽田 正・山内昌之編『イスラーム辞典』岩波書店.
- 東長 靖. 2002. 「スーフイズムの分析枠組」『アジア・アフリカ地域研究』2: 173-192.
- 島居 高. 2003. 「マレーシアにおけるイスラーム経済制度の展開—イスラーム銀行を中心に」青木保・姜 尚中・小杉 泰・坂元ひろ子・莫 邦富・山室信一・吉見俊哉・四方田犬彦編『アジア新世

- 紀一市場』岩波書店。
- 山田俊一．1989．「エジプト—イスラーム投資会社問題」宮治一雄編『中東—国境を越える経済』アジア経済研究所。
- 柳橋博之．1998．「地域社会とイスラーム法—リバーの禁止と賃貸借を例として」松本宣郎・山田勝芳編『信仰の地域史』山川出版社。

欧米語文献

- Ahmad, S. M. 1991. *Towards Interest-Free Banking*. Lahore: Institute of Islamic Culture.
- Akhtar, A. R. 1988. *The Law and Practice of Interest-Free Banking, with Banking Tribunals Ordinance*, LVIII of 1984. Lahore: Mansoor Book House.
- Ariff, M. 1988. Islamic Banking, *Asian-Pacific Economic Literature* 2 (2): 48-64.
- Baskan, F. 2004. The Political Economy of Islamic Finance in Turkey: The Role of Fethullah Gülen and Asya Finans. In C. M. Henry and R. Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Henry, C. M. and R. Wilson, eds. 2004. *The Politics of Islamic Finance*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Imamuddin, S. M. 1997. Bayt Al-Mal and Banks in the Medieval Muslim World. In M. Taher, ed., *Studies in Islamic Economics*. New Delhi: Anmol Publications.
- IMF. 2003. *IMF Survey*, October 6.
- Iqbal, M. and D. T. Llewellyn, eds. 2002. *Islamic Banking and Finance*. Cheltenham and Northampton: E. Elgar.
- Iqbal, M. and P. Molyneux. 2005. *Thirty Years of Islamic Banking: History, Performance, and Prospects*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Khan, M. A. 1989. Islamic Economics: The State of Art. In A. Ghazali and S. Omar, eds., *Readings in the Concept and Methodology of Islamic Economics*. Petaling Jaya: Pelanduk Publications.
- _____. 2003. *Islamic Economics and Finance: A Glossary*. London and New York: Routledge.
- Khan, T. and M. U. Chapra. 2000. *Regulations and Supervision of Islamic Banks*, Occasional Paper No. 3. Jeddha: Islamic Research and Training Institute.
- Kuran, T. 1995. Interest. In J. L. Esposito, ed., *The Oxford Encyclopedia of the Modern Islamic World*, Vol. 2. New York and Oxford: Oxford University Press.
- Malley, M. 2004. Jordan: A Case Study of the Relationship between Islamic Finance and Islamic Politics. In C. M. Henry and R. Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Man, Z. 1988. Islamic Banking: The Malaysian Experience. In M. Ariff, ed., *Islamic Banking in Southeast Asia*. Singapore: Institute of Southeast Studies.
- Mills, P. S. and R. P. Presley. 1999. *Islamic Finance: Theory and Practice*. New York: ST. Martin's Press.
- Osman, B. B. 1999. The Experience of the Sudanese Islamic Bank in Partnership (*Musharakah*) Financing as a Tool for Rural Development among Small Farmers in Sudan, *Arab Law Quarterly* 14 (3): 221-230.
- Ray, N. D. 1995. *Arab Islamic Banking and the Renewal of the Islamic Law*. London: Graham Trotman.
- Roy, O. 1994. *The Failure of Political Islam*, translated by Volk, C. London: I. B. Tauris.
- Saeed, A. 1999. *Islamic Banking and Interest: A Study of the Prohibition of Riba and its Contemporary Interpretation*. Leiden: Brill.
- Saleh, N. A. 1986. *Unlawful Gain and Legitimate Profit in Islamic Law: Riba, Gharar and Islamic Banking*.

- Cambridge: Cambridge University Press.
- Schacht, J. 1964. *An Introduction to Islamic Law*. London: Oxford University Press.
- Siddiqi, M. N. 1983. *Banking without Interest*. Leicester: Islamic Foundation.
- . 1985. *Partnership and Profit-Sharing in Islamic Law*. Leicester: Islamic Foundation.
- Soliman, S. 2004. The Rise and Decline of the Islamic Banking Model in Egypt. In C. M. Henry and R. Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Sponeck, A. 1994. Islamization of Economic Laws and the Riba Judgement in Pakistan: An Overview in Comparison with the Law in Iran, *Islamic and Comparative Law Review* 14: 77-112.
- Stiansen, E. 2004. Interest Politics: Islamic Finance in the Sudan, 1977-2001. In C. M. Henry and R. Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Udovitch, A. L. 1979. Bankers without Banks: Commerce, Banking, and Society in the Islamic World in the Middle Ages. In Center for Medieval and Renaissance Studies, University of California, Los Angeles, ed., *The Dawn of Modern Banking*. New Haven: Yale University Press.
- Usmani, M. T. 2000. *An Introduction to Islamic Finance*. Karachi: Idaratul Ma'arif.
- . ed. 2001. *Riba (Interest): Given by the Supreme Court of Pakistan 23rd December 1999*. Petaling Jaya: The Other Press.
- Uzair, M. 1978. *Interest-Free Banking*. Karachi: Royal Book Co.
- Vogel, F. E. and Hayes, S. L. 1998. *Islamic Law and Finance: Religion, Risk, and Return*. The Hague: Kluwer Law International.
- Warde, I. 2000. *Islamic Finance in the Global Economy*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Wilson, R. 1995. Banks and Banking. In J. L. Esposito, ed., *The Oxford Encyclopedia of the Modern Islamic World*, Vol. 1. New York and Oxford: Oxford University Press.

アラビア語文献

- Al-Bi'li, 'Abd al-Ḥamīd Maḥmūd. 2002a. *Al-Milkīyah wa Dawruhā fī al-Iqtisād: Dirāsah Muqāranah wa Muwāzanah bi al-Qānūn*. Amman: Al-Akādīmīyah al-'Arabīyah li-l-'Ulūm al-Mālīyah wa al-Maṣrifīyah.
- . 2002b. *Buḥūth Iqtisādīyah wa Maṣrafīyah fī al-Islām: Dirāsah Muqāranah wa Muwāzanah*. Amman: Al-Akādīmīyah al-'Arabīyah li-l-'Ulūm al-Mālīyah wa al-Maṣrifīyah.
- Dawābah, A. M. 2003. *Ṣanādīq al-Istithmār fī al-Bunūk al-Islāmīyah*. Cairo: Dār al-Salām.
- Khān, M. S. 1997. Al-Niẓām al-Maṣrifī al-Islāmī al-Khālī min al-Fā'idah, *Journal of King Abdulaziz University: Islamic Economics* 9 (1): 1-167.
- Ṣadr, M. B. 1977. *Al-Bank al-Lāribawī fī al-Islām*. Beirut: Dār al-Ta'āruf.